

備	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

備一第185号

(外事)

令和7年10月23日

警備部内所属長 殿
各警察署長

警備部長

警備部門における緻密かつ適正な捜査の徹底のための取組の推進について

平成29年から令和2年にかけて警視庁が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に違反するとして捜査した事案に係る国家賠償請求訴訟に関し、「国家賠償請求訴訟判決を踏まえた緻密かつ適正な捜査の徹底について」（令和7年10月23日付け備一第184号）が発出されたところであるが、当該事案の検証の結果、明らかとなった捜査の問題点及び再発防止策を踏まえ、警備部においては、下記のとおり緻密かつ適正な捜査を徹底するための取組を推進することとしたので、所属職員に周知徹底し、遺漏のないようにされたい。

記

1 警備部門の実効的な捜査指揮を担保するための体制の整備

(1) 適正捜査指導官の配置

警備部警備第一課に適正捜査指導官を配置し、警備部管理官が兼務することとする。

(2) 適正捜査指導官の任務

適正捜査指導官は、警備部門における警察本部長指揮事件として指定することが見込まれる重要事件（以下「本部長指揮事件等」という。）について、捜査主任官による捜査が適正なものであるか、捜査状況に関する警備部幹部（以下「幹部」という。）への報告や検察庁を含めた関係機関との情報共有等が適時・適切に行われているかなど客観的な立場から中立的に捜査状況等を把握した上で、必要に応じ警察本部長等に意見具申することにより、警察本部長等による捜査指揮を実効あるも

のとすること。

(3) 警察庁との連携等

ア 警察庁との連携

適正捜査指導官は、警察庁警備局警備企画課適正捜査指導室（以下「適正捜査指導室」という。）と連携の上、適正捜査の確保に努めること。

イ 適正捜査指導室への報告

適正捜査指導官は、警備部門における

- 捜査上の不適正事案
- 被疑者の誤手配事案
- 被疑者の誤逮捕事案
- 捜査上の被疑者事故
- 国家賠償請求訴訟等で捜査手続等が争点となることが予想される事案
- 無罪判決、再審事件
- その他、捜査運営や事故・紛議等に関する事案

について、適正捜査指導室に遅滞なく報告すること。

2 警察本部長等の実質的指揮による組織的捜査の徹底

本部長指揮事件等については、捜査の初期段階からその後の重要な節目ごとに警察本部長捜査会議（以下「本部長捜査会議」という。）を開催して、実質的な捜査指揮を徹底し、緻密かつ適正な捜査を推進すること。

また、事件主管課長は、本部長捜査会議とは別に、自らが参加する捜査会議を定期的に開催して、直接捜査員から報告を受け、重要な証拠は自ら確認して捜査状況を詳細に把握し、捜査方針の検討が適切に行われているかを確認するなど、捜査主任官等の部下を実質的に指揮監督すること。

(1) 本部長捜査会議について

ア 開催時期

本部長捜査会議は、捜査方針の決定や、関係機関との協議結果や証拠の評価を踏まえた捜査方針の見直し、捜索差押許可状や逮捕状の請求要否の判断等の重要な節目ごとに開催すること。

イ 参加者等

警察本部長、本職、警備第一課長、適正捜査指導官、事件主管課長、警察署長及び捜査主任官等とすること。

また、幹部の人事異動等があっても捜査の組織的運営が確保されるよう、原則として、事件主管課が同会議における検討結果及び捜査指揮事項について記録す

ること。

ウ 会議での検討事項

会議においては緻密かつ適正な捜査の確保に必要な事項を幅広く検討することとし、その際、強制捜査の必要性の検討、消極証拠その他消極要素の有無の確認、主たる客観証拠及び供述の吟味、検察庁等関係機関との協議状況についても確認等を行い、必要と認められるときは、捜査方針の大幅な変更や捜査の終結も辞さない見直し等を行うこと。

特に、「捜査は、なるべく任意捜査の方法によって行わなければならない」、「逮捕権は、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料の有無、収集した証拠の証明力等を十分に検討して、慎重適正に運用しなければならない」ことから、逮捕については、いたずらに積極意見に流されることなく、慎重な判断を行うこと。

3 より良い捜査指揮に資するための意思疎通の円滑化

(1) 幹部の意識改革

平素から課題解決に向けて階級に関係なく率直に意見を出し合うことのできる開かれた環境づくりのため、幹部の意識改革を進めること。

(2) 適正捜査指導官への相談・意見等

適正捜査指導官への相談・意見等は、捜査員からの「生の声」を幅広くかつ十分に吸い上げられるようにするため、メール、投書、電話等を用いることとする。

受け付けた相談・意見等は、その内容に応じて、事件主管課への共有を行うなど、適切に対応すること。その際、相談者等の意思に反して相談者等が特定されることのないよう秘密保持及び個人情報の保護に十分留意すること。

また、相談・意見等の中に個別の事件の捜査指揮における判断上重要なと思われる問題があれば、警察本部長等に直接報告し、対応・是正につなげること。

(3) 警務部門等が設置する各種窓口で受け付けた相談・通報の取扱い

警務部門等が設置する各種窓口で受け付けた相談・通報についても、必要に応じ、相談者・通報者の保護に適切な配意をした上で、幹部に共有し、警備部門における捜査運営の改善、勤務環境の整備等に活用すること。

4 捜査指揮・捜査実務能力向上のための指導・教養の充実等

(1) 捜査実務能力向上のための指導・教養

適正捜査指導官は、捜査員の捜査指揮能力及び捜査実務能力の向上を図るために、対象者の階級、捜査経験及び実務能力を踏まえ、証拠の十分な収集と吟味、裏付捜査の徹底、消極証拠の精査、捜査書類等の適正な管理、取調べにおける基本の遵守、

公判の審理といった観点を含めた的確な捜査指揮等に関する指導・教養を行うこと。

(2) 捜査指揮能力向上のための指導・教養

捜査員を警察庁が実施する専科教養や管区分別実践塾等に積極的に参加させるとともに、受講後は還元教養を実施させて、警備部門の捜査指揮能力向上を図ること。

(3) 適正捜査指導官による巡回指導

適正捜査指導官は、事件主管課及び警察署警備課に対して、必要に応じて巡回指導を行い、緻密かつ適正な捜査が徹底されているか確認し、改善すべき点がある場合には必要な指導・教養を行い是正を図ること。

(4) 人材の育成等

様々な立場の者に多様な捜査経験を付与するため、階級を問わず幅広く他部門と交流を図るほか、多様な知見を有する部内外の人材を積極的に活用すること。

担当：警備第一課警備部企画係

警備第一課警備第四係

外事課 外事第三係